

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり一般競争に付します。

本業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、347者程度見込まれる。

令和8年9月9日

分任支出負担行為担当官

四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 山本 浩之

1. 業務概要

(1) 業務名 令和8年度 徳島道路工務工事積算技術支援（その2）業務
(電子入札及び電子契約対象案件)

(2) 業務目的

本業務は、徳島河川国道事務所における道路に関する工事の設計書作成に必要な工事発注図面及び特記仕様書（案）、積算資料、積算システムへの積算データ入力等の作成支援を行うことにより、当該事務所における工事発注の円滑化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

本業務は、工事毎に以下に掲げる内容を行うものである。

- 1) 積算に必要な現地調査
- 2) 工事発注図面及び特記仕様書（案）の作成
- 3) 積算資料作成
- 4) 積算システムへの積算データ入力（データリストの作成）
- 5) 類似工事との単価比較
- 6) 工事件数は36件を予定している。

(4) 技術提案に関する要件

競争参加資格確認申請書等を提出する者（以下「競争参加資格確認申請者」という）は、創意工夫を発揮し、本業務の質の向上に努めるための、1) 業務の実施方針に関する提案及び2) 入札説明書に定める評価テーマに対する技術提案を行うものとする。

(5) 履行期間：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(6) 本業務は、入札前に競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予定価格が1,000万円を超える場合には、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を設定するものとし、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行うものとする。

なお、予定価格が100万円を超え1,000万円以下である場合には、品質確保の観点から品質確保の基準となる価格（以下「品質確保基準価格」という。）を設定するものとし、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務とする。

- (7) 本業務は、資料提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象業務である。
- (8) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。
- (9) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (10) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- (11) 本業務は、競争参加資格確認申請者に対して、業務価格を算出するために必要な参考見積を依頼する業務である。

なお、参考見積により決定した歩掛については、競争参加資格がある旨通知を受けた者へ通知を行う予定である。

- (12) 本業務は、賃金等の変動に対処するための試行業務である。

2. 入札参加資格

競争参加資格確認申請者は、2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2. に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- (3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

2－2．設計共同体

2－1．に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年4月1日付け四国地方整備局長、

URL:<https://www.skr.mlit.go.jp/menu/nyusatu.html>）に示すところにより、四国地方整備局長から当該業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を当該業務の開札の時までに受けている者であること。

2－3．2－1．（2）に掲げる令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争参加資格確認申請書提出期限までに2－1．（2）の申請を行うことが必要である（2－2に掲げる設計共同体構成員についても同様とする。）。

また、開札の時までに、上記の一般競争（指名競争）参加資格の「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていなければならない。

なお、開札の時点において、当該認定を受けるに至らなかった場合は、競争参加資格を満たさない者のした入札として当該入札を無効とする（2－2に掲げる設計共同体構成員についても同様とする。）。

2－4．入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。なお、資本関係又は人的関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、入札心得第6条第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。）に抵触するものではないことに留意すること。

2－5．競争参加資格確認申請者に関する要件

（1）中立公平性に関する要件

本業務の履行期間中に工期がある当該事務所の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

なお、発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む。）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

（2）誓約書の提出

上記（1）及び5．（7）における中立公平性に関する要件の確認を、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに、競争参加資格確認申請書等と併せて提出すること。

（3）業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、四国地方整備局管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ。)を有する者であること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・設計共同体については、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(4) 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、平成23年度以降に完了した以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。なお、設計共同体については、構成員のいずれかが以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。)の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

2-6. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。ただし、設計共同体においては、構成員のうち代表者が下記の要件を満足する配置予定管理技術者を配置すること。

(1) 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有する者であること。

- ・技術士(総合技術監理部門-建設科目又は建設部門)
- ・1級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- ・RC CM又はRC CMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)

(2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定管理技術者は、平成23年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること。

業務実績には、平成23年度以降に元請けとして同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。(ただし、照査技術者として従事した業務は除く。)

また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。なお、業務実績として求める上記期間中に、出産・育児等による休業(「労働基準法」(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律

第76号)第2条第1号に規定する育児休業及び同条第2号に規定する介護休業をいう。以下同じ。)を取得した場合には、業務実績として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したことを証明する書面を提出するものとする。

1) 同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務

2) 類似業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務

(3) 直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了日まで。）に、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

(4) 手持ち業務量

- ・配置予定管理技術者は、手続き開始の公告日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。以下、同じ。）が契約金額5億円未満かつ件数10件未満であること。ただし、手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者等となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。

手続き開始の公告日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。なお、テクリスにより出資比率を乗じた金額を確認できない場合は、追加資料を求める場合がある。

2-7. 配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定担当技術者の資格等

なお、以下のいずれかの資格等を有する者であること。なお、1つの履行場所（業務対象事務所）において、担当技術者を複数名配置する場合、うち1名については、

資格を満たす必要はない。

- ・技術士（総合技術監理部門－建設科目又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は2級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）
- ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
- ・河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者

2－8．競争参加資格確認申請書等に関する事項

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3．総合評価落札方式に関する事項

（1）落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（2）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- 2）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。ただし、予決令第85条の基準が設定されている業務（予定価格が1,000万円を超える業務）に限る。
- 3）品質確保基準価格の算出方法は、調査基準価格に準じて算出するものとする。
- 4）上記において、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

（2）総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点) × (1－入札価格／予定価格)

価格評価点の配分点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記a、b、c、d、e、fの評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の配分点は60点とする。

a 配置予定技術者の経験及び能力

b 実施方針

c 技術提案

d 技術提案等の履行確実性

e 賃上げ評価点

f ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝(技術評価点の配分点) × (技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計＝(aに係る評価点)＋(技術提案評価点) × (dの評価に基づく履行確実性度)＋(eに係る評価点)＋(fに係る評価点)

技術提案評価点＝(bに係る評価点)＋(cに係る評価点)

4) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札価格から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒770-8554 徳島県徳島市上吉野町3丁目35番地

四国地方整備局 徳島河川国道事務所 経理課 契約係

電話 088-654-9055 (直通)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。

入手方法：四国地方整備局ホームページの「入札・契約情報／入札説明書等ダウンロード【電子入札システム】」で入手可能
(アドレス <https://www.e-bisc.go.jp/>)

交付期間：令和8年9月9日(水)から令和8年10月30日(金)までのうち、閉庁日を除く毎日の午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

競争参加資格確認申請書等は、電子入札システムにより提出するものとする。

提出期間：令和8年9月10日（木）から令和8年9月24日（木）までのうち、閉庁日を除く毎日の午前9時00分から午後5時00分（最終日は午後4時00分）までとする。

(4) 競争参加資格確認申請書等に関する審査の実施

審査では競争参加資格確認申請書等に記載された内容の確認を行う。

なお、本業務では、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

(5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は令和8年10月23日（金）を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、原則として電子入札システムにより提出すること。

・入札書の提出期限は、令和8年10月30日（金）午後4時00分

・開札は、令和8年11月2日（月）午前11時00分

四国地方整備局 徳島河川国道事務所 入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除

2) 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否等 要

なお、本業務において提出された技術提案等について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(6) 競争参加資格確認申請書等に関する審査とは別に、履行確実性を評価するためにヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(7) 本業務を受注した者は、以下のとおり本業務の履行期間中は当該事務所の発注する工事の入札に参加することができない。

・本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の履行期間中に工期のある当該事務所の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者は、本業務履行期間中に工期のある当該事務所の発注工事に参加してはならない。

なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測

量、地質調査業務も含む。)としての参加をいう。
(8) 詳細は入札説明書による。